

相模原市 長期優良住宅建築等計画の認定における  
「居住環境の維持及び向上に関する基準」について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第6条第1項第3号に基づく、居住環境の維持及び向上に関する基準について、以下に定める。

第1 地区計画の区域内における取扱い

別表1に掲げる地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域）内において、申請建築物が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち、次に掲げる事項（建築基準法第68条の2に基づく条例による建築物等の制限において、建築確認申請の審査において別途審査を行なう項目以外の事項に限る。）の制限に適合すること。

- ・ 建築物の用途の制限
- ・ 建築物の容積率の最高限度
- ・ 建築物の建ぺい率の最高限度
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 建築物の高さの最高限度
- ・ 建築物の形態又は色彩その他意匠の制限

第2 都市計画施設等の区域内における取扱い

長期優良住宅建築等計画の認定申請を行う住戸における敷地の一部又は全部が、次の各号に該当する区域にないこと。ただし、当該区域内にあつても市街地再開発事業の施行区域内の施設建築物にある住戸のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

- 一 都市計画法第4条第6項に規定する「都市計画施設の区域」とする。相模原市内で定められている都市計画施設は次のとおり。

道路、駐車場、公園、緑地、墓園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、  
ごみ処理場、河川、市場、火葬場

なお、当該敷地の一部又は全部が該当する区域にないかどうかについては、都市計画を所管する窓口での確認を行うこと。また、事業が完了していない都市計画施設に、隣接もしくは著しく近接している場合は、必ず都市計画施設調査願による確認を行うこと。

- 二 都市計画法第4条第7項に規定する「市街地開発事業の区域」のうち、別表2に規定するものとする。